

ヴァイマル末期の「中欧」をめぐる外交政策——ナチ外交への連続性をめぐって—— (特集
近現代ヨーロッパの帝國的拡大と諸文化圏の変容)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 東北学院大学学術研究会 公開日: 2023-03-22 キーワード: 作成者: 北村, 厚 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/25042

ヴァイマル末期の「中欧」をめぐる外交政策

—— ナチ外交への連続性をめぐって ——

北 村 厚

はじめに

本稿は、ヴァイマル共和国末期の第2次ブリューニング内閣とパーペン内閣期における「中欧」をめぐるドイツ外交政策の展開を分析することで、ヴァイマル外交からナチ外交への連続性について考察することを目的としている。

ヴァイマル外交の特徴としては、1923年から首相ないし外相として活躍したグスタフ・シュトレゼマン（Gustav Stresemann）が主導した、1925年のロカルノ条約に見られるようなフランスをはじめとする西欧諸国との国際協調路線が挙げられる。一方でナチ外交は、ラインラント進駐からズデーテン併合に至る、国際的な衝突も辞さない領土拡大路線を特徴とする。両者の外交政策の手段は、国際協調と軍事力を背景とする強権外交という両極端であり、この間に大きな外交的転換、すなわち断絶性があったと位置づけられている。しかしながら、外交目標としては両者ともに「中欧」の経済的覇権を目指し、さらにはヴェルサイユ条約の修正、特に東方領土の回復を目指していたことは共通しており、この点は連続性があったとされる。

このようにヴァイマル外交とナチ外交の方法的特徴を対立的なものとして理解するのは、シュトレゼマンを国際協調（独仏協調）、ヨーロッパ主義、共和国（民主主義）の主導者として、戦後から現在に至る民主主義的なドイツに連続する、ナチのネガティブなイメージを払しょくするポジティブなドイツの政治的象徴と見なす傾向を反映している。こうしてドイツ外交史研究においては、1929年10月のシュトレゼマンの死と世界恐慌によってドイツ外交はナチ的なものに転換したとする見方が主流となった。ニートハルトはドイツ外交史の概説書において、この見方を「1930年区分論」と名付けている⁽¹⁾。

「1930年区分論」の代表的研究者はペーター・クリューガーである。クリューガーはシュトレゼマンの死後、彼の国際協調路線を支持していたシューベルト（Carl von Schubert）外務次官は左遷され、対仏強硬派のビューロー（Bernhard von Bülow）が外務次官になるなど、ドイツ外務省の体制が一新されたことを重視している。その結果、シュトレゼマンの後を継いだクルティウス（Julius Curtius）外相時代は、フランスの反対にもかかわらず

⁽¹⁾ Gotfried Niedhart, *Außenpolitik der Weimarer Republik*, 3. Auflage, Oldenbourg Verlag, München 2013, S. 58f.

ずヴェルサイユ修正外交を推し進め、1931年3月の独逸関税同盟計画の挫折はその表れだとしている⁽²⁾。すなわち、1930年以降の大統領内閣期にはヒトラー外交に連続する要素があらわれ、シュトレゼマンとヒトラーとの断絶が強調されたのである。

これに対してクニッピングは、すでに1928年から独逸衝突も辞さないヴェルサイユ修正外交が展開され、国際協調が脅かされていたとして、「1928年区分論」を提唱した⁽³⁾。この場合、世界恐慌の問題を重視せず、シュトレゼマン外相の後半期と大統領内閣期を連続したものと捉え、その先にナチ外交を見据える。すなわち連続説である。

その一方で、同じくクリューガーの「1930年区分論」を批判する立場でも、クニッピングとは違うスタンスに立つのが、レダーである。レダーは、シュトレゼマン外交のヴェルサイユ修正目標も国際協調という方法も、次の外相であるクルティウスに引き継がれたとする。つまり少なくともクルティウスまではシュトレゼマン外交は連続しており、確かに独逸関税同盟計画という不用意な政策を立ち上げたものの、それを実現するための手段はあくまで平和的なものであり、国際条約の枠組みを尊重し、他国との協力関係の構築の上で実現することを目指していた⁽⁴⁾。つまりレダーによれば、ヴァイマル外交の終焉は1930年でも1928年でもない。筆者もレダーと同様の立場に立つ。旧著において筆者は、独逸関税同盟計画もシュトレゼマン時代から続く「中欧」覇権目標とヨーロッパ主義の目標が結合する外交政策を体現したものであり、断絶をしめすものではないと論じた⁽⁵⁾。

そうだとすれば、いつヴァイマル外交は、国際協調の否定と領土拡大志向の結合というナチ外交的な特徴へと転換するのだろうか。大統領内閣期に急速にナチ的な政策へと移行したのだろうか。グラムルは、大統領内閣期全体の外交政策を論じた著書において、「1930年区分論」の立場に立って、第1次ブリューニング（Heinrich Brüning）内閣以降「シュトレゼマン外交の原則や戦略的構想とのあきらかな断絶」があり、パーペン（Franz von Papen）内閣において明確な南東欧への介入計画を示してナチの「広域経済圏」政策につなぐと論じている⁽⁶⁾。しかしそれは、「中欧」の経済的覇権を目指すシュトレゼマン外交と目的においても方法においても連続していると理解すべきではないだろうか。これらの諸問題を検討するために、独逸関税同盟計画以後のドイツの「中欧」をめぐる外交を、さらに精緻に分析する必要があるだろう。

本稿では、独逸関税同盟計画が挫折したのち、第2次ブリューニング内閣からパーペン内閣にかけての時期における「中欧」をめぐる外交政策の目標と方法が、それ以前から連

⁽²⁾ Peter Krüger, *Die Außenpolitik der Republik von Weimar*, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, Darmstadt 1985.

⁽³⁾ Franz Knipping, *Deutschland, Frankreich und das Ende der Locarno-Ära 1928-1931*, R. Oldenbourg, München 1987.

⁽⁴⁾ Andreas Rödder, *Stresemanns Erbe. Julius Curtius und die deutsche Außenpolitik 1929-1931*, Paderborn 1996.

⁽⁵⁾ 拙著『ヴァイマル共和国のヨーロッパ統合構想—中欧から拡大する道—』ミネルヴァ書房、2014年

⁽⁶⁾ Hermann Graml, *Die Außenpolitik der Präsidialkabinette Brüning, Papen und Schleicher*, R. Oldenbourg Verlag, München 2001, S. 223f.

続しているのか断絶するのかという問題を検討する。第1節では、中欧経済研に結びつくようなルーマニアとハンガリーとの特惠条約について、それがアルゼンチンの抵抗によって挫折したことを明らかにする。第2節では、フランスやイギリスが提案するドナウ連合構想がドイツの反発を招き、再び「中欧」特惠構想への道へと舵を切るまでを追う。第3節では、パーベン内閣における最大の外交的成果とも言うべきローザンヌ会議において、賠償金免除とは別に持ち上がったドナウ特惠条約の構想について検討する。最後に、ここまでの分析を踏まえて、ヴァイマル外交の特徴がパーベン内閣期まで連続していたのかどうかを検討する。

1. ドイツの特惠関税条約をめぐる攻防

(1) ドイツとルーマニア・ハンガリー特惠関税条約交渉

1931年9月に挫折した独塊関税同盟計画は、オーストリアとの経済的結合を基軸として、「中欧」の経済圏を構築し、そこからさらにヨーロッパ経済統合への展望も有した地域経済統合構想であった⁽⁷⁾。しかしオーストリアとの結合と「中欧」経済圏構築という野心がフランスの警戒心を呼び、国際的な圧力の末に1931年9月のハーグ国際法廷で条約違反の判決が下り、計画は挫折した。しかしドイツはなおも、「中欧」経済圏の構築を目指して、オーストリアとの結合なしでも東欧諸国との特惠条約を結ぶべく、交渉を継続していた。

そもそも、特惠条約によって西欧工業諸国との経済提携を望んでいたのは、東欧諸国自身であった。すでにヨーロッパにおいて発生していた農業恐慌が世界恐慌によって悪化し、農産物価格は下落し、しかも工業国の保護関税政策によって輸出も低落していた。このため、1930年には一連の東欧農業会議が開かれ、8月には西欧工業諸国と東欧農業諸国との特惠関係を求める「ワルシャワ決議」が採択された。その直後に開催された国際連盟総会において、ワルシャワ決議は検討されたが、非ヨーロッパ諸国やイギリスが反対の立場を取り、フランスは東欧諸国を庇護すべき立場にありながらも、自らも農業国であるために特惠供与を躊躇した。これに対してワルシャワ決議に賛成の立場をとったのがドイツとオーストリアであった。こうした経緯で、すでに1930年から、ドイツはルーマニアおよびハンガリーとの特惠関税条約交渉を開始していたのである。

なぜドイツは東欧諸国との特惠条約締結を目指したのだろうか。東欧農業諸国の農作物余剰を引き受けるという計画は、当然ながら農業恐慌にあえぐドイツ農業界の反発を引き起こすことになる。畜産物の特惠は農業界の反発があまりにも大きいため当初から除外され、焦点は穀物関税となった。ブリューニング内閣は国際連盟総会後の1930年11月11日、通商政策委員会⁽⁸⁾にて、ルーマニアに大麦の関税割引とトウモロコシの非関税を認めるこ

⁽⁷⁾ 拙稿「アンシュルス運動におけるヨーロッパの展望—関税同盟の議論を中心に—」『政治研究』第60号(2013年)、159-187頁、および拙前掲『ヴァイマル共和国のヨーロッパ統合構想』、257-299頁を参照。

⁽⁸⁾ 通商政策委員会とは、ヴァイマル共和国において通商問題を担当する経済省、財務省、外務省、食糧・農

とを決議し、これを基に交渉が始まった。ドイツ農業界を刺激しすぎないように、飼料用穀物の特惠に絞ったということである。これならば、畜産業界の利益にもなり、抵抗が分散されると見込まれたのだ。しかしそれでも、食糧・農業大臣のシーレ (Martin Schiele) は反対意見を表明した⁽⁹⁾。

それにもかかわらず南東欧諸国との特惠条約を推進するのは、ドイツの「中欧」経済圏進出という大目標があったからである。1932年3月30日のビューロー外務次官による報告の中では、ドイツにとっての南東欧諸国の必要性を次のように述べている。

「ドイツはドナウ地域において強権的な目標を追求しない。そのことはオーストリアとの関係にも言える。というのもオーストリアのドイツによる支配はアンシュルス思想ではなく、オーストリアに住むドイツ民族を彼らに課された政治的制限から解放するという自発的な要求である。ドナウ地域でのドイツの特殊な利害は純粋に経済的なものだ。それは地政学的な状況と、構造的に見て広範囲に輸出に頼らざるを得ないドイツ経済が、世界の至る所で広域のアウタルキー経済建設への傾向が明らかになっている時代において、南東欧市場の開発可能性の中に、そのもっとも価値のある将来の希望を見出さなければならないという事実から発する。ドイツはまさに直接的な利害をドナウ地域の経済的健全化とその住民の購買力の引き上げに持っている。」⁽¹⁰⁾

また、経済省のポッセ (Hans Ernst Posse) 局長は、1932年2月3日に作成した、前年の通商政策を総括する報告書においてこう述べている。

「ドイツの財政的・政治的弱体化にもかかわらず、その販売市場としての強さをおろそかにせず、ブロック化の傾向に対する保護を積極的に行うことだけが、必要である。この方向性で、長期的な方針を再開し、ルーマニアとハンガリーとの特惠条約を締結した。この特惠条約は、一方でドイツ、他方でルーマニア、ハンガリー、ユーゴスラヴィア、ブルガリアとの密接な経済的協力の前段階として構想されたし、今もそうである。密接な経済協力体制の締結、発効、構築は、独逸問題の解決とチェコスロヴァキアのドイツが支配するシステムへの接続をも、自動的に意味する。」⁽¹¹⁾

業省の4つの省庁の大臣・次官から構成される協議機関で、省庁間で意見が分裂する前に事前調整を行うために設置された (拙稿「シュトレゼマン時代におけるドイツ通商条約政策の政治過程—独逸通商条約交渉を中心に—」『法政研究』第73巻第3号 (2006年)、598-602頁)。

⁽⁹⁾ Hans-Paul Höpfner, *Deutsche Südosteuropapolitik in der Weimarer Republik*, Peter Lang, Frankfurt am Main 1983, S. 256f.

⁽¹⁰⁾ *Akten zur deutschen auswärtigen Politik 1918-1945* (以下 ADAP), Serie B, Göttingen, Bd. 20, Nr. 33, S. 71.

⁽¹¹⁾ ADAP, Serie B, Bd. 19, Nr. 234, S. 536f.

すなわち、国際的なブロック化の傾向に対抗するために、ドイツが南東欧諸国を輸出市場とし、彼らの農産物輸入を引き受けるという「中欧」経済圏を実現するという長期的目標が設定されていた。ここで設定された範囲は、ドイツ、ルーマニア、ハンガリー、ユーゴスラヴィア、ブルガリアであり、南東欧に大きくシフトしていた。それは独逸関税同盟計画が挫折したにもかかわらず、ドイツと南東欧との経済的結びつきを強化することで、その間に挟まれるオーストリアとチェコスロヴァキアをもドイツが支配する「中欧」に組み込もうとするものであった。こうした長期的な「中欧」戦略のために、ドイツ農業界の利益はしばしば犠牲になったのである。

かくして 1931 年 6 月 27 日にドイツ＝ルーマニア特惠条約、7 月 18 日にドイツ＝ハンガリー特惠条約が締結され、ドイツでの条約批准が待たれることになった。特にハンガリーとの条約では、農業界の反発にもかかわらず、小麦や豚肉の輸入についても特惠関税を設けることになっていた⁽¹²⁾。しかし、これらの特惠条約は 11 月には成立を断念せざるを得なくなり、挫折する。それは農業界の抵抗ではなく、国際的な圧力によるものであった⁽¹³⁾。

(2) アルゼンチンからの反発

南東欧への穀物特惠によって損失をこうむるのはドイツ農業界だけではない。ドイツに穀物、とりわけ小麦を輸出する非ヨーロッパ諸国の反発を呼ぶことになる。第一次世界大戦を経て、1920 年代後半の世界小麦市場はカナダ、アルゼンチン、オーストラリア、アメリカ合衆国の「四大小麦輸出国」によって 94% が占められるという状況にあった。これに対してロシアや南東欧諸国のシェアは戦前の 40% から 5% へと大きく下落していた⁽¹⁴⁾。東欧農業諸国の苦境の要因には、こうした大戦後の穀物市場構成の変化もあったのである。

ドイツもまたこれら「四大小麦輸出国」から小麦を輸入していた。世界恐慌前の 1928 年において、ドイツが輸入した小麦の中に占める「四大」諸国のシェアは、実に 98% を占める。これに対して同年のルーマニアとハンガリーからの小麦輸入のシェアは、わずか 0.2% である。しかしながら世界恐慌の勃発後、ドイツの農業保護政策によって、「四大」諸国からの小麦輸入額合計は 1928 年の 5 億 6,100 万マルクから、1931 年には 9,100 万マルクへと激減してしまう⁽¹⁵⁾。農業保護主義的傾向は世界的なものであり、小麦輸出国の経

⁽¹²⁾ Höpfner, a. a. O., S.271f.

⁽¹³⁾ 栗原優によれば、これらの特惠条約が 1932 年に小麦大国であるアメリカ合衆国の反発で挫折したとされるが、本稿で明らかにするように、特惠条約は 1931 年 11 月にすでに一度挫折している（栗原優『第二次世界大戦の勃発—ヒトラーとドイツ帝国主義—』名古屋大学出版会、1994 年、175 頁）。1932 年のアメリカの反発については後述する。

⁽¹⁴⁾ 堺憲一「農業をめぐる 1930 年代の経済ナショナリズムと国際協調」藤瀬浩司編『世界大不況と国際連盟』東京大学出版会、1994 年、151-152 頁。

⁽¹⁵⁾ Statistisches Jahrbuch の戦間期の統計資料より筆者が計算。1925-1932 年におけるドイツの小麦輸出額の推移

済状況は急速に悪化した。「四大小麦輸出国」と東欧諸国、それにインドとソ連といった小麦輸出国は、1931年3月にローマ、5月にロンドンで、二度にわたる世界小麦会議を開き、対応策を協議した。そこでは国際小麦輸出割当が協議されたが、各国の利害がぶつかり合い、結局合意に至らなかった⁽¹⁶⁾。

こうした情勢下において、ドイツはルーマニアおよびハンガリーとの穀物特惠条約を締結したのである。その報が伝わると、小麦輸出国は一斉に反発した。とりわけ猛反発したのは、アルゼンチンであった。アルゼンチンは特にヨーロッパ向け輸出の大半が小麦であり、ヨーロッパ諸国の農業保護主義から打撃を受けていた。対ドイツ輸出額は1929年には「四大」諸国の中で最大のシェアを得るまでに拡大したものの、世界恐慌の勃発によって翌年1930年には3分の1以下にまで激減している⁽¹⁷⁾。かくしてアルゼンチン政府は1931年7月22日、ドイツの南東欧諸国との穀物特惠条約に反対する声明を發した。ブエノスアイレスのドイツ公使フォン・ケラー (Friedrich von Keller) は、次のようにアルゼンチンの反対声明をつたえている。

「声明によると、ロンドンの世界小麦会議とジュネーヴでのアルゼンチン代表团は、アルゼンチン政府が東欧穀物の特惠には賛成せず、アルゼンチンがドイツから享受する最恵国待遇の権利を主張することになると発表するという。声明は次のように述べている。“我々は他国の不利益と引き換えに利益をもたらすような穀物問題の解決に反対する。我々は現在の条約を引き合いに出し、その不可侵性を守るためにすべてを動員する。特惠は最恵国待遇に違反する”と。

アルゼンチンの新聞もまた、ヨーロッパの穀物国の特惠に反対した。『プレンザ』紙は、ヨーロッパの穀物供給に向けたヨーロッパ大陸の構想を実現することで、それ自身の生産物だけを消費する状況に転換すると述べた。独逸関税同盟や南東欧穀物諸

は以下の通り。単位は100万マルク。空欄は統計を確認できなかった。

	1925年	1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年
アルゼンチン	80.59	76.14	172.76	170.24	199.29	66.52	14.38	20.02
カナダ	61.83	183.16	204.73	248.10	160.61	90.96	65.05	49.65
アメリカ合衆国	245.32	209.10	184.60	119.92	49.02	34.13	8.15	21.59
オーストラリア	56.32	49.61	61.25	23.34	19.55	0.37	3.78	1.02
ロシア	4.97	36.45	39.10	4.31		9.01	5.44	1.29
ユーゴスラヴィア	0.43	3.81	0.61	0.63	1.24	1.42		
ポーランド	2.09	0.61	0.77		0.31	1.05	2.03	2.61
ルーマニア	0.11	3.92	2.66	0.96	2.27	4.83	0.03	—
ハンガリー	3.76	5.23	2.27	0.20	5.98	3.84	0.13	3.85
総額	471.29	584.53	674.40	571.41	448.02	231.63	101.72	109.08

⁽¹⁶⁾ 柳川博「国際小麦条約（1933年）の成立と挫折」『北海道大学経済学研究』第31巻第3号（1981年）、273-274頁。

⁽¹⁷⁾ 注15の表中のアルゼンチンの項目を参照。

国から提案された特惠のようなヨーロッパ諸国の経済的統合は、非ヨーロッパ諸国に対して作用する保護主義的現象である。ヨーロッパ諸国はアルゼンチン穀物のまさに唯一の購入者であり、その敵対的な態度はアルゼンチン穀物経済にとって大きな危機を作り出す。」⁽¹⁸⁾

このようにアルゼンチン政府は、ドイツと合意している最恵国待遇の存在をちらつかせた。これは1857年のドイツ＝アルゼンチン修好通商船舶条約で保障された権利であり、ドイツが南東欧諸国との特惠条約を発効させれば、この条約を破棄するというのである。最恵国待遇は、確かにドイツの「中欧」特惠関税構想のような地域経済統合の計画に対する最大の障害であった。特定の国を優遇する条項を設けるためには、最恵国待遇対象国の合意が必要である。しかし実はこの当時、最恵国待遇はヨーロッパではほとんど問題になっていなかった。むしろ大国であるイギリスがオタワ帝国特惠のようなブロック化を推進しており、独逸関税同盟計画においてもドイツの覇権的野心が反発を招いたのであり、最恵国待遇は問題にならなかったのである。それは1927年の世界経済会議以降、オーストリアの経済専門家リードル（Richard Riedl）が定式化した「最恵国待遇の例外」という原則が国際的に承認されていると見なされていたためであった⁽¹⁹⁾。

「最恵国待遇の例外」とは、歴史的、地理的に関係の深い隣国や諸国間では、通商条約の中に「隣国権条項」や「関税同盟条項」などといった例外条項を付け加えることで、最恵国待遇の適用外にできるというものである。こうしたことはイギリス連邦における特惠関係やベネルクス諸国の関税同盟などで可能になったとする。1920年代後半の国際経済では、国際連盟が主導する形で自由貿易路線が広がっていくが、いまだ第一次世界大戦後の経済不況から脱し切れていないヨーロッパ諸国にとって、こうした例外条項は必要だったのである。

ところがこの原則はヨーロッパにおいては合意されていたものの、非ヨーロッパのアルゼンチンには通用しなかった。ライスヴィッツ（Freiherr von Reiswits und Kaderzin）枢密顧問官は、11月12日に次のように述べている。

「ルーマニアとハンガリーに認められたのと同じ利益を保証すべきとのアルゼンチン政府の主張だが、その小麦の特惠は、最恵国待遇の例外であり特定の「隣国」のみに与えられるものであると反論した。したがって例えばアルゼンチンへの特惠の拡大は許されない。しかしそのようなことは、アルゼンチン政府が賛同をはっきりと拒否してしまったからには、問題にならないことだ。我々は、特惠条約がアルゼンチンの賛同なしに実現できるとは考えておらず、おそらくこの条約の成立はまさに、アルゼ

⁽¹⁸⁾ ADAP, Serie B, Bd. 18, Nr. 102, S. 199f.

⁽¹⁹⁾ 「最恵国待遇の例外」については、拙前掲『ヴァイマル共和国のヨーロッパ統合構想』、189-191頁。

ンチンを筆頭とする最大の利害関係諸国の賛同にかかっている。」⁽²⁰⁾

こうしてドイツ政府は、アルゼンチンの賛同なしに南東欧諸国との穀物特惠条約は成立しえないという判断を下した。ライスヴィッツは、「我々は11月15日に特惠諸条約を発効させるという意図にもはや固執しない」ことをアルゼンチン政府に公式に伝えた⁽²¹⁾。こうしてルーマニア・ハンガリーとの特惠条約の発効は見送られ、特惠関税構想は一時的に挫折したのである。

2. ドナウ連合構想をめぐる攻防

(1) ドナウ連合構想の登場

ドイツ政府がこのように「中欧」経済圏構築のために南東欧諸国との特惠条約交渉を進めたのには、ドイツを排除する地域経済統合構想である「ドナウ連合」(Donaukonföderation)が同時に進行していたという事情もあった⁽²²⁾。ドナウ連合とは、旧ハプスブルク継承諸国間で経済連合を作ろうとする構想であり、主にチェコスロヴァキアが音頭を取り、フランスが支援していた。フランスが支援する「小協商」のチェコスロヴァキア、ルーマニア、ユーゴスラヴィアの三国に、敗戦国ゆえにそこから除外されていたオーストリアとハンガリーを加えるというのが基本的なパターンである。そして重要なのは、このドナウ連合構想はドイツ主導の「中欧」に対する対抗構想であり、ドイツを排除する組み合わせになっていることである。

独逸関税同盟計画が「中欧」への展望を持っていることは明らかであり、フランスやチェコスロヴァキアはドイツが支配する「中欧」への警戒心を持つことになった。独逸関税同盟のような政策が登場し、南東欧諸国との特惠構想が現実性を持つてくるのは、オーストリアの金融破綻や南東欧諸国の農業危機のためであり、フランスとしてはドイツの野心をくじくために、これらの諸国を救済しなければならなかった。こうしてオーストリアに対する大規模借款と引き換えにドナウ連合を実現するという構想が浮上した。1931年10月3日、ドイツ外務次官のビューローは、チェコスロヴァキア外相ベネシュ (Eduard Beneš) が「オーストリア＝ハンガリー＝チェコスロヴァキア経済連携の実現に全力を挙げて取り組んでいる」という情報を入手していた。

「ハンガリーとチェコスロヴァキア間の交渉は既に少し前から進行中であり、プラハでは、ハンガリーとはオーストリアよりも容易に、「地域的条約システム」を基礎

⁽²⁰⁾ ADAP, Serie B, Bd. 19, Nr. 52, S. 121.

⁽²¹⁾ Ebenda.

⁽²²⁾ ドナウ連合構想については、Herbert Matis, “Wirtschaftliche Mitteleuropa-Konzeptionen in der Zwischenkriegszeit: Der Plan einer ‘Donauföderation’”, in: Richard G. Plaschka u.a. (Hrsg.), *Mitteleuropa-Konzeption in der ersten Hälfte des 20. Jahrhunderts*, Wien 1995, S. 229-255 を参照。

とする合意に達すると期待されている。そのような合意が達成されれば、その後すぐにフランスの支持により、オーストリアが参加させられるであろうと。……確かに危険な状況である。オーストリアが2億5,000万の借款を10月16日以前に得られなければ、オーストリアの通貨にとって深刻な帰結を招く恐れがある。フランスの一定グループはおそらく、連盟による借款問題の調整にもかかわらず、原則保証された借款の実際の支払いを新しい脅しの試みと結びつけるともくろんでいる。」⁽²³⁾

このようにベネシュは、ドナウ連合を実現するべく、フランスの支援を当てにしてオーストリアへの大規模借款を進めようとしていた。ドイツ外務省のリッター局長も、「オーストリアでもハンガリーでも経済的状況は、救済のために藁にもすがるほどである。事態がさらに不利に推移すれば、彼らが望む新しい組み合わせが広範な支持を見出す状況にもなりうる」⁽²⁴⁾と憂慮を示した。

翌年、具体的なドナウ連合の提案がイギリスから出された。それはチェコスロヴァキア、オーストリア、ハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、ブルガリアのドナウ6カ国による関税同盟の構想であった。1932年1月19日、在独イギリス大使ランボルド（Horace Rumbold）はビューロー外務次官との会談において、オーストリアとハンガリーの経済的苦境に対して外国借款で救済するのであれば、「問題の唯一の解決方法は、イギリス政府の見立てでは、ドナウ6カ国の関税同盟」であり、イギリスは国際連盟のヨーロッパ委員会にそのことを提案する用意があるので、「ドイツ政府にその提案への支持」を求めた⁽²⁵⁾。プラハのコッホ（Walter Koch）公使は、このイギリスの提案の背後にはフランスがいると見ていた⁽²⁶⁾。

ドイツ政府はイギリスの提案に対してどのような対応をしたのか。外務省からはドナウ連合に対する危機意識が表明された。リッター（Karl Ritter）局長は、「世界市場配分の現在の状況と将来の発展に鑑みると、我々は、ドイツの特に東欧に対する輸出に発展可能性を見出している。……ドイツの領土はドイツ国民（Volk）にとっていずれにせよ狭く、それ以上の発展可能性を与えてくれない。これらの諸国の関税同盟はドイツ国民の経済的存在基盤をさらに制限するものである。したがってドイツは、その存在基盤を決定的に損なう計画を支持しないであろう」⁽²⁷⁾と述べ、ドイツの生存にとって東欧への輸出可能性が必要不可欠であると述べ、「中欧」経済圏の方針の立場から、イギリスの提案を危険視した。

ウィーンのリート（Kurt Rieth）公使は「その種の拡大されたドナウ連合の実行はアンシュルス政策の終焉であり、オーストリア外交政策におけるドイツ路線の終焉を意味する。そ

⁽²³⁾ ADAP, Bd. 19, Nr. 50, Anm. 1, S. 116f.

⁽²⁴⁾ ADAP, Bd. 19, Nr. 109, S. 249.

⁽²⁵⁾ ADAP, Bd. 19, Nr. 195, S. 448.

⁽²⁶⁾ ADAP, Bd. 19, Nr. 222, S. 512.

⁽²⁷⁾ ADAP, Bd. 19, Nr. 195, Anm. 2, S. 448.

うした計画に乗ることはすでに、その最終的な実行可能性がわずかであると判断されるとしても、危険である」⁽²⁸⁾と述べ、アンシュルス（独逸合邦）の可能性を残すために、ドナウ連合は拒否されるべきだと主張した。このようにドイツ外務省は、「中欧」と「アンシュルス」という目標のためにイギリスの提案を拒絶すべきとのスタンスであった。これは挫折した独逸関税同盟計画の基本理念を、依然としてドイツが手放していなかったことを示している。

こうして1月26日、ドイツ政府の回答がビューローによって作成され、2月2日にイギリス大使に伝達された。そこには「ドイツ政府は、南東ヨーロッパをドイツの輸出品から締め出す効果が必然的にあり、その結果ドイツ経済に深刻な損害を与えることになる経済連合のアイデアに支持を求められることに驚きを表明せざるを得ない」と書かれており、イギリスの提案への明確な拒絶であった。その内容は以下のようなものである。

「ドイツを抜きにしたドナウ諸国の経済統合は、これらの諸国がドイツに対抗するための統合に等しい。ドイツ政府は常に、より大きな経済単位の創設が、ヨーロッパ経済の緊急事態に対処するための最も有望な手段の一つであると主張してきた。政治的均衡を崩すことなく実現できるのは地域的なものではなく、ヨーロッパ全体の経済的な和解のみであるという試みは、……国際連盟理事会の同意なしに関税同盟を締結する権利はないという見解を持つ他国の抵抗により、失敗に終わっている。

……農産物を十分に受け入れることができる工業地帯をさらに含めることによってのみ、南東ヨーロッパの農業危機の真の解決への希望を生み出し、オーストリアの農業を確実に破滅から救うことができる均衡を生み出すことができるのである。ドイツの経済圏ほど、この均衡を作り出すのに適した、また自然から求められている経済圏はないことは明らかであり、誰もそれを否定することはできない。ドイツ政府は、本日、ドナウ諸国との間で、個別にあるいは共同で、特惠条約に基づく、あるいは関税同盟に基づく経済統合のための交渉を開始する用意があることを宣言する。しかし、ドイツ政府は、利害関係のある他の大国との合意があって初めて、見通しを持ってこの方法を進め、成功させることができると明言している」⁽²⁹⁾

このドイツ政府の回答から読み取れるのは、彼らは依然として、独逸経済統合から「中欧」、そしてヨーロッパ経済統合へと拡大する展望を持った独逸関税同盟の長期的目標を放棄していないということである。それゆえ、英仏が提案するドナウ連合構想をドイツ政府は拒絶した。その主張の根拠は、ドイツという農産物輸入が可能な工業国が参加しなければ、ドナウ諸国の救済は機能しないという論理であった。

⁽²⁸⁾ ADAP, Bd. 19, Nr. 207, S. 477.

⁽²⁹⁾ *Akten der Reichskanzlei.* (以下 AdR) *Kabinette Brüning I und II*, Boppert am Rhein, Bd. 3, Nr. 693, Anm. 2, S. 2356.

(3) タルデュー計画の登場

こうしたドイツ政府の拒絶にもかかわらず、フランスは公式にドナウ連邦の構想を立ち上げることになる。1932年3月2日、フランス首相タルデュー（André Tardieu）は、ブルガリアを除くドナウ5か国（小協商とオーストリア、ハンガリー）が特惠関税システムを構築することを条件に、フランスが中心となって借款を供与するドナウ諸国救済計画を発表した。さらにドイツがドナウ諸国から農産物を優先的に輸入することが目指されていた⁽³⁰⁾。これはタルデュー計画とよばれる。この場合、特惠はドナウ諸国のみの間で設定され、ドイツはあくまでも独自の優遇措置で輸入するので、ドイツの工業製品に相手が特惠を設定するわけではない。ドイツに一方的な不利益が生じることになる。

このような提案にドイツが賛成するはずがなかったが、フランスは強力で計画を押し進めた。1931年末にフランスは、小協商のブロックを補完するべく、ハンガリー、ユーゴスラヴィアとの特惠条約を締結していた。これはタルデュー計画への布石であった。ドイツの場合と同じく、これに対してはアルゼンチンが反発したが、これに対しフランスは、特惠条約を発効させる行動の自由があると主張し、強行する構えを見せたのである⁽³¹⁾。そうすると、もはやドイツもアルゼンチンに配慮しなければならないほどの状況ではなくなった。リッター局長は、ブエノスアイレスのケラー公使に以下のような書簡を送った。

「フランス首相タルデューのドナウ連合に関する提案によって、我々のドナウ穀物特惠の計画は多くのこれまでよりも今日的な利害を持つことになった。我々はこれまで、少なくともアルゼンチンの黙認なしには特惠条約を実行できないという立場にあり、このことをバルカン諸国にも貫徹してきたが、我々は今や、アルゼンチンが万一反発するようなことがあっても、これを無視せざるを得ない。穀物特惠の保証はタルデューのドナウ計画に対抗する最強の切り札である。よって私はあなたに、我々が特惠をアルゼンチンの抵抗に反してでも導入するために、さらなる協議を行うように依頼する。」⁽³²⁾

ドイツはタルデュー計画に対抗するために、アルゼンチンの反発を無視して南東欧との特惠条約を発効させる動きを見せた。さらにブルガリアとユーゴスラヴィアとも特惠条約交渉を開始した。こうした南東欧の特惠をめぐるフランスとドイツが対立する状況を改善するために、1932年4月6日から8日にかけてフランス、イギリス、ドイツ、イタリアの代表が集まり、ロンドン四カ国会議が開かれた。この会議では、ドナウ諸国の経済的

⁽³⁰⁾ Höpfner, a.a. O., S. 281f.

⁽³¹⁾ ADAP, Serie B, Bd. 19, Nr. 225, S. 516f. und Bd. 20, Nr. 20, S. 43.

⁽³²⁾ ADAP, Serie B, Bd. 20, Nr. 32, S. 68.

危機が深刻であり、関係するヨーロッパ諸国共同での救援が必要であること、その方法はできれば「ヨーロッパ経済全体の合理的な組織化の準備と段階を形成できるような方法」が望ましいということが合意された⁽³³⁾。これは事実上何も合意できなかったも同然であった。ビューローは、会議の印象を独仏の決闘のようだったと評するとともに、イタリアは議論に参加せずに拒否を繰り返し、イギリスはフランスに賛成してドイツの主張に関心を示さなかったと報告している⁽³⁴⁾。こうして国際的な合意が得られず、タルデュー計画は立ち消えとなった。

ところで、ロンドン四カ国会議において「ヨーロッパ経済全体の合理的な組織化」が目指されていたことは注目に値する。こうした表現は1929年9月に提案されたブリアンのヨーロッパ連邦計画と類似しており、独墺関税同盟計画の中にも組み込まれた「中欧」から「ヨーロッパ」への経済統合の拡大という展望にも合致する。1932年4月26日にジュネーヴ軍縮会議に出席したブリュニングが、チェコスロヴァキア外相ベネシュと会談したときにも、次のような発言があった。

「ドナウ問題について彼〔ベネシュ〕は、経済的ドナウ連合をヨーロッパ経済問題解決のための端緒にするという彼の考えを強調した。私は、我々は同じ考えをオーストリアとの関税同盟の際に掲げ、そこで我々はこの方法を考えるはいけないという大きな経験を得たのだが、と示唆した。……ベネシュは、彼はドイツに対して全くオープンにしていると強調した。彼は1929年にフォン・シューベルト〔当時の外務次官〕にこうした方向での彼の見解を表明し、今日もまた保持した。彼は意見交換が継続されるなら喜ばしいと述べた。私は、ベネシュが会談を終わる際に上記の意味での経済問題の大ヨーロッパ的解決の思想に感銘を受けているような印象を持った。」（〔 〕内は筆者。以下同じ）⁽³⁵⁾

すなわち、「中欧からヨーロッパへの拡大」という展望は、独墺関税同盟計画の挫折によってなくなったのではなく、依然としてドイツ外交の中に残っていた。ベネシュもドイツを含まないドナウ連合からヨーロッパ的解決への展望を持っており、そうした「大ヨーロッパ的解決」というグランドデザインでは両者は一致していたのである。

3. パーベン期における独仏協調とドナウ問題の前進

(1) 特惠条約に対するアメリカの反発

再開したルーマニア・ハンガリーとの特惠条約に対して、今度はアメリカ合衆国から反

⁽³³⁾ AdR Brüning, Bd. 3, Nr. 718, Anm. 3, S. 2441.

⁽³⁴⁾ ADAP, Serie B, Bd. 20, Nr. 44, S. 103f.

⁽³⁵⁾ ADAP, Serie B, Bd. 20, Nr. 68, S. 148f.

対の意見表明がなされた。1932年5月28日、ベルリンのアメリカ大使サケット（Frederic Moseley Sackett）はビューローに覚書を手渡し、「アメリカはフランスとの間に最恵国待遇に基づく通商条約を結んでおらず、この問題におけるアメリカの唯一の関心事は最恵国待遇の原則を維持することである」⁽³⁶⁾と述べた。アルゼンチンだけでなくアメリカが反対したことで、特惠条約の発効は極めて難しくなった。では、アメリカの反対は「中欧」経済圏構想の挫折を意味したのだろうか。アメリカの覚書を、リッター局長は次のように分析している。

「覚書の内容について、ハンガリー・ルーマニアとの特惠協定の発効に対して合衆国の最恵国待遇権をもとに提示された異議を度外視すれば、全般的な意味で2点が特に重要である。一つは、合衆国政府は全ヨーロッパに関する包括的な計画が合衆国の条約上の権利を制限することになったとしても、そのような計画に共感を抱くであろうという告知である。そのことは、こうした特惠協定が広域圏におけるヨーロッパ経済の再建への計画の一部を意味するのであれば、合衆国はヨーロッパ諸国の特惠協定に賛成することを約束するのだと理解できる。ノートの第二点は特に重要である。すなわち、アメリカ政府は、関係諸国のそのような計画はドイツ政府を含めて提示されなければならないことを条件にしたのである。合衆国政府がこの発言によってドナウ地域に関する対立におけるドイツの地位を強化するつもりなのかどうかは、分からない。いずれにせよこの発言はこの意味で理解できるし、場合によっては効力を持ちうる。

これを受けて、ドイツが南東欧農業諸国との個別の特惠協定においてすでに取り組んだドナウ諸国の再生のための提案は、一定程度遅れることが見込まれるとしても、それは他方で、ヨーロッパ経済のための包括的な再建計画の枠内でのヨーロッパ特惠の原則的可能性の見込みに関して、疑いなく喜ばしい一歩である。」⁽³⁷⁾

リッターはアメリカの覚書をポジティブに解釈している。それは第一に、アメリカは全ヨーロッパの経済計画に賛成しているということであり、第二にそうした計画にはドイツが含まなければならないと述べていることである。すなわちドナウ連合やタルデュー計画のようなドイツを含まない計画には、アメリカは賛成しないということである。これはドイツの希望に沿っていた。こうして、南東欧諸国の救済のためにドイツとフランスが協力関係を構築することが目指された。

(2) ローザンヌ会議と独仏関税同盟構想

しかし、独仏関税同盟計画からタルデュー計画、ロンドン四カ国会議に至る過程で決定

⁽³⁶⁾ ADAP, Serie B, Bd. 20, Nr. 100, S. 214f.

⁽³⁷⁾ ADAP, Serie B, Bd. 20, Nr. 116, S. 252f.

的に悪化した独仏関係を改善することなど、果たして可能であったのだろうか。実はその機会はまもなくやってきた。1932年6月16日から7月9日まで開かれたローザンヌ会議である。この会議は世界恐慌のドイツ経済に対する破滅的影響に対して対処するために、賠償金問題を解決することを目的として開催された国際会議である。この会議の結果、ドイツの賠償金支払いはヤング案が定めた額の約12分の1に当たる30億マルクに減額され、ドイツの賠償問題は事実上解決した⁽³⁸⁾。

こうして長年にわたってドイツの政治経済両面において極めて大きな負担となっていた賠償問題は、ヴェルサイユ条約の平和的修正によって解消された。この会議が成功したのは、第2次ブリューニング内閣から続く粘り強い外交交渉の成果であったが、背景にはフランスの政権交代があった。1932年5月8日に総選挙の結果、左派の急進社会党が躍進し、独仏協調路線を重視するエリオ（Eduard Herriot）が首相となった。これまでのタルデュー首相の対独強硬路線から一転して、ドイツとの協調関係が再構築される可能性があった。

パーペンはこの政権交代に大いに期待し、独仏パートナーシップの再構築の構想を抱くに至った。歴史家アイクによれば、ローザンヌ会議で実現したフランス新首相とドイツ新首相との首脳会談において、賠償問題を解消する代償として、「独仏両国が軍事同盟を結び、両国の軍参謀部が情報を常時交換すること」を提案したという。アイクはこの独仏軍事同盟の構想について、「それだけを見れば、これは雄大な構想を呼ぶことができる。……しかし、いかに構想は雄大であろうとも、ドイツ国内の政治的地位をめぐる絶望的な闘争において、応急手段としてこの構想を利用しようとするのは無理だった」とし、「何の根拠もなく架空のものだった」と評価している⁽³⁹⁾。アイクはこの情報を、パーペンがジャーナリストに漏らした個人的発言から引いている。しかし外交史料を精読すると、この時に提案されたのは軍事同盟のみであったわけではないことが分かる。実はドイツ政府は軍事同盟を「独仏関税同盟」の構想と同時に提案していた。1932年6月29日にローザンヌで行われたパーペン・エリオ会談の記録には以下のようにある。

「ドイツ政府は、フランスとドイツ間にある障害を取り除こうとするあなたの努力を非常に真剣に考えていると述べた。その証として私〔パーペン〕は、我々がこの問題についてどの程度踏み込めんだ決定をできるか述べたい。我々にはフランスとの関税同盟の準備がある。それは両国にとって大きな利益をもたらす。そして安全保障の分野においても、私の考えでは、独仏の軍事同盟以上に大きな誠実さの証明をもたらすことができるものはない。この同盟はどこかに対する攻撃的な性質を必要とせず、参謀本部間の意見・認識交換だけで実現できる。両国においてそれを超えて現状に関する安全の感情をもたらす。そのような同盟の前提条件はもちろん私からも何度も求

⁽³⁸⁾ 齊藤孝、『戦間期国際政治史』岩波書店、1978年、141頁。

⁽³⁹⁾ エーリッヒ・アイク（救仁郷繁訳）『ワイマル共和国史IV』ペリかん社、1989年、198-199頁。

めている、平等の確保である。

エリオは、関税同盟の計画は非常に興味深いと答えた。彼はそれを閣僚会議に報告するが、我々がさらに追求するかどうか尋ねた。』⁽⁴⁰⁾

つまり、独仏パートナーシップ関係再構築のために、経済と安全保障の両面の同盟が提案されたのである。パーペンは確かに軍事同盟を重視しているが、エリオが関心を示したのは関税同盟のほうだった。そしてその後も、真剣な検討の対象になったのは独仏関税同盟構想であった。6月18日に行われたリッター局長とフランス外務省のクロンドル(Robert Coulongre)局長との間の事前協議でも、「最も長く議論されたのは、独仏関税同盟の可能性と実現性」で、フランス側が熱心だったという⁽⁴¹⁾。そこでは完全な関税同盟に移行する前の中間関税(Zwischenzoll)と中間割当(Zwischenkontingent)のあり方や、いくつかの重要な品目について具体的な話し合いがもたれた。クロンドルは、「そのような関税同盟は、回廊とか軍縮などの政治的問題を同時に解決してのみ可能である」と述べて、政治問題を優先させることを説いたが、これに対してリッターは次のように所見を述べた。

「私は、この問題について何もできないが、思うに、独仏関税同盟の締結はそのような政治的緊張緩和をそれによってもたらし、軍縮問題も、それが独仏の問題である限りは容易になるのではないかと述べた。おそらく、参謀本部と参謀本部の間で話を進めるべき先の折に触れての試み〔独仏軍事同盟構想のことか〕もまた、そのような状況の下で成功への見込みを再び得ることができるだろう。』⁽⁴²⁾

このようにリッターは、独仏関税同盟が先行することによって軍縮や軍事同盟を前進させる効果を得るという考えを示した。フランス側は逆の立場だったが、ドイツ側としては独仏パートナー関係構築の手段として関税同盟を議論していたのである。

ローザンヌ会議は賠償問題を事実上解決した国際会議として歴史上位置づけられ、先行研究においてももっぱら賠償問題の交渉過程が分析されている。他方で、独仏関係という観点から見ると、ローザンヌ会議は独仏パートナー関係構築の足掛かりになりえたのであり、シュトレゼマン外交におけるロカルノ会議のような位置づけになる可能性があった。先行研究で独仏関税同盟構想について言及しているのは、管見の限りニートハルトの概説書のみであるが、そこではパーペンの提案が独仏二国間のジュニアパートナー関係に収まるもので、仮に軍事同盟が成立すれば英米との関係が薄くなるので、フランスにとっては

⁽⁴⁰⁾ ADAP, Bd. 20, Nr. 174, S. 375.

⁽⁴¹⁾ ADAP, Bd. 20, Nr. 146, S. 321.

⁽⁴²⁾ Ebenda.

満足できるものではなかったとしている⁽⁴³⁾。確かに軍事同盟にはそうした難点があったが、関税同盟にはフランス側を引き付ける要素があった。ローザンヌにおける独仏関税同盟構想は、軍事同盟と紐付けることをしなければ、具体的な交渉が進んだ可能性もあったと言えるのではないだろうか。

(3) ドナウ特惠条約の成立とストレーザ会議

このようにローザンヌ会議は、賠償問題の解決という目的を達成する一方で、独仏首脳会談やその前の局長級協議において、独仏パートナーシップの構築が目指され、独仏協調の気運を醸成する場となっていた。このことは懸案の南東欧諸国の救済システム構築の問題についても、従来のドイツ主導の「中欧」かドイツを除外した「ドナウ連合」かという対立を、独仏協調によって乗り越える可能性ができることを意味した。6月18日、ローザンヌのリッター局長はフランス代表团とドナウ特惠関税問題について、次のように話合った。

「諸氏は私に、ヨーロッパにおける農業生産物の価格を引き上げるにはどうしたらよいと考えるか、質問を向けた。私は、依然として関税特惠以外に別の可能性はないと思うと答えた。諸氏もまた別の可能性はないという返答だった。我々はその後、現在の特惠の状況と諸氏が一番関心を持っているアメリカの覚書について短く話した。彼らはその際、この間に発効するヨーロッパ穀物輸出国向けのフランスの特惠にはほとんど何の価値もないと認めた。彼らは、穀物特惠の実行のためには、インパクトがあり全般的な形式が用いられなければならないと述べた。それは穀物関税保護を設ける全てのヨーロッパ諸国とヨーロッパ穀物輸出国間の集団的条約でなければならない。そのような集団的条約は二国間の条約群よりも大きな政治的突破力を持っている。それとオーストリアのための、おそらくドナウ諸国間の特別協定が結び付けられるのであれば、それは、もっと早く実現できるだろう。私はそのような集団的条約は世界経済会議で締結されうると述べた。諸氏はそれに対して、いや、今すぐに着手すべきであり、おそらくそれはローザンヌ会議の間になされうると答えた。欠けている諸国を招待する必要がある。」⁽⁴⁴⁾

フランス代表团自身が、フランスのドナウ諸国向け穀物特惠には価値がないと述べているのは驚きだが、そうした率直な物言いの中に、このときの独仏外交関係の緊張緩和の空気が読み取れる。こうした空気の中で、リッターは「アメリカの覚書」すなわちドイツを含む全ヨーロッパの関係諸国による集団的ドナウ特惠条約の可能性を示唆し、「今すぐ」

⁽⁴³⁾ Niedhart, a.a. O., S. 38.

⁽⁴⁴⁾ ADAP, Serie B, Bd. 20, Nr. 146, S. 320.

「ローザンヌ会議の間に」着手すべきだとするフランス代表団の言質を得たのである。

こうして、集团的ドナウ特惠条約への独仏の共同歩調が、ローザンヌで急速に進んだ。これはある意味で賠償問題とならぶ「もう一つのローザンヌ会議」だった。この協議が前進したのは、ローザンヌ会議で醸成された独仏協調の雰囲気や、アメリカ覚書による全ヨーロッパ的解決の推奨があったからであった。アメリカの希望する形で集团的特惠条約を結ぶことができれば、二国間特惠条約においては拒否された最恵国待遇の例外が認められる見込みがあったためである。

その後、フランス外務省のクロンドルは、1932年7月にドナウ特惠条約、正式には「中・東欧諸国における穀物価格の引き上げに関する集团的条約のための草案」を作成し、関係諸国に送付した。その構成国は、ドイツ、フランス、イタリア、オーストリア、チェコスロヴァキアの工業諸国、ハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、ブルガリアの農業諸国であり、前者が後者に対して穀物特惠関税を保証する（第1条）。フランスはドナウ連合のころからブルガリアを特惠条約から外す傾向があったが、今回は加えられた。さらにギリシアとスイスも工業国グループに加わる可能性が検討されていた。これはフランス側に「全ヨーロッパ的行動」にしようとする意志があったためだと、ドイツ側は評価した。他方で、チェコスロヴァキアを優遇する特惠関税を設けることが定められており、これはタルデュー計画を引きずっているとして、ドイツから非難されることになった⁽⁴⁵⁾。

特惠の対象となるのは、農業諸国の小麦、飼料用大麦、トウモロコシであり（第2条）、それぞれの輸出量は各国の過去の輸出量から割り当てられることになっていた（第3条）。割当量を超える輸出は許されず、農業国はそのための法整備をする必要があるとした（第4条）。さらに、この特惠条約を実行するために、国際連盟事務局内に委員会を設けることとした（第5条）。

この草案を検討するために、1932年9月5日から20日にかけて、ドナウ諸国に対する特惠条約について話し合うための会議が、イタリアのストレーザで開かれた。ストレーザ会議に参加したのは、イタリア、フランス、イギリス、ドイツ、オーストリア、スイス、ベルギー、オランダ、ポーランド、ハンガリー、チェコスロヴァキア、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、ブルガリア、ギリシアの15カ国であり、まさに全ヨーロッパ規模の国際会議であった。

ストレーザ会議では穀物特惠協定について話し合う経済・農業委員会と中東欧諸国の財政再建に関する財政委員会に分かれて話し合われたが、ここで重要となるのは経済・農業委員会であろう。会議の経緯と結果について報告する外務省の回状によれば、草案ではフランスの意向により、チェコスロヴァキアに有利な条項になっていたが、「明らかにフランス政府はこの間、1932年4月のロンドン4カ国会議で合意に失敗したタルデュー計画

⁽⁴⁵⁾ ADAP, Serie B, Bd. 20, Nr. 254, S. 544-547.

のこのポイントを断念する決断」をして、条項を削除した⁽⁴⁶⁾。チェコスロヴァキアもそれに同意した。ドイツの批判を受けてフランスとチェコスロヴァキアが譲歩し、条約案から「ドナウ連合」的性格が払拭されることになった。チェコスロヴァキアは要求の重心を、特惠対象となる穀物品目の追加に置き、従来から設定されていた小麦、飼料用大麦、トウモロコシをグループ1とし、別枠としてグループ2のライ麦、ビール用大麦、燕麦を入れこませた。

こうして順調に成立するかのように思われた特惠条約案だが、主催国であるイタリアが抵抗を示した。イタリアは特惠条約に反対し、代わりに農業諸国が向こう3年間の支援を受けるためのヨーロッパ諸国による国際基金の創設を提唱した。イタリアが特惠条約に反対したのは、ドイツ外務省の見込みでは、南アメリカとの関係悪化を恐れたことと、「ドイツのドナウ地域への影響力の強化」に反発したためであった。イタリアは「特惠」という言葉を条文中で用いることにすら反対した⁽⁴⁷⁾。このイタリアの抵抗によってストレーザ会議の議事は混乱した。特惠条約を撤回する方向については諸国が相手にしなかったが、国際基金についてはフランスが賛意を示した。その結果、ストレーザ会議では総額7,000万金フランの国際基金の創設が盛り込まれることになった。

結局、ストレーザ会議ではフランスが用意したドナウ特惠条約の原案が上記のように修正・追加され、ヨーロッパ連邦のための研究委員会での検討に付されることになった。この条約は、もちろん一定の参加諸国の批准なしには成立しないが、フランス代表団は「その批准を必要とする諸国のなかには、当然ドイツがいなければならない」と発言し、会議全体の賛同を受けた⁽⁴⁸⁾。フランスはもはやドイツを除外する「ドナウ連合」を放棄し、ドイツを含む形でのヨーロッパ特惠システムを全面的に肯定するようになった。パーベン期の独仏協調路線は一定の成果を収めていたといえよう。

お わ り に

以上見てきたように、独仏関税同盟計画の挫折以後の第2次ブリューニング内閣においても、南東欧諸国との特惠条約締結による「中欧」経済圏構築目標は継続していた。これはフランスが支援するドナウ連合の構想や、アルゼンチンやアメリカ合衆国という世界的な小麦輸出国の反対によって実現が困難になったものの、パーベン内閣においてドナウ特惠条約という独仏協調を基盤とする全ヨーロッパの集団的特惠関税システムへと発展していった。ドナウ特惠条約を可能にしたのは、まずローザンヌ会議においてドイツ賠償問題の解決という譲歩が示されたことで、独仏協調の空気が醸成されたこと、そしてアルゼン

⁽⁴⁶⁾ ADAP, Serie B, Bd. 21, Nr. 78, S. 167.

⁽⁴⁷⁾ Ebenda.

⁽⁴⁸⁾ Ebenda, S. 170.

チンやアメリカが個別の特恵条約に反対したにもかかわらず、特にアメリカがドイツを含む集団の特恵条約に賛成したことであった。

このドナウ特恵条約は、第一にドイツを含む特恵関税システムという意味でドナウ連合思想を否定するものであり、第二にフランスを含む特恵システムである点で、独仏協調の成果であり、第三に全ヨーロッパ規模という点でパン・ヨーロッパ的成果であったと意義付けることができる。これらの特徴は、目的・手段の両面においてシュトレゼマン外交からの連続性を示している。シュトレゼマンはヴェルサイユ条約の修正を独仏協調を基盤とする国際協調の方法によって達成しようとしたが、彼の死後クルティウス外相はそれを受け継ぎ、独仏関税同盟計画を「中欧」から「ヨーロッパ」へと拡大する展望を持って構想し、挫折した。これによって一時的に独仏関係は悪化したものの、パーベン内閣期に独仏協調の再建の機運が盛り上がり、独仏が共同参加する全ヨーロッパ的な南東欧の救済という形に至ったのである。

パーベン期の独仏協調と全ヨーロッパ的特恵システムの追求という歴史に注目することによって、ヴァイマル外交からナチ外交への連続性の問題についてどのようなことが言えるだろうか。平和的なヴェルサイユ条約修正と「中欧」の追求、そして全ヨーロッパ的展望というヴァイマル外交の特徴は、シュトレゼマンからクルティウス、そしてパーベンへと受け継がれており、その間の第2次ブリューニング内閣についても独仏対立はあったものの目標は維持されていた。したがってパーベン内閣期までは、戦争と領土拡大を目指す強権的なナチ外交の萌芽は見られなかった。それでは、やはり外交的転換において決定的なのは再軍備目標を掲げるヒトラー以後なのであろうか。このことを確定させるためには、シュライヒャー期およびヒトラー初期の外交構想の分析が必要となるであろう。